

社説

Editorials

1/6

教員の精神疾患 実質的な働き方改革を

「心の病」で休む公立小中高特別支援学校などの教員の増加が止まらない。教員不足に拍車をかけ、子どもの教育に大きな影響が出かねない状況だ。国や自治体は、学校の働き方改革を実質的に進める方策作りを急がなくてはならない。

文部科学省の調査によると、21年度に精神疾患で休職した教員は約6千人、1ヵ月以上の病気休暇も含む約1万1千人いた。全体の1・2%に当たる人數・割合とも過去最多だ。同様の国の調査では、地方公務員は1・2%、民間事業者は0・5%だった。

増加の要因として、文科省は▽保護者対応の複雑化やコロナ禍対応などで業務の量と質が増大▽教員間での仕事のバランスの悪さ▽コロナ禍による教員同士の孤立▽ワーク・アンダーフィルム不足などがあげられる。

心配なのは若手の割合の高さ

だ。特に20代で最も休んだ教員は1・9%との違い。採用抑制期に就職した40代が少ないから多忙なため、若手が悩みを相談にきかず孤立してくるといい。状況を改善する力半ば、学校の働き方改革だ。

教育委員会に尋ねた実態調査の結果から、文科省は公立小中の長時間労働は減りつつあるといふところ。

だが、日本教職員組合は教員約1万人への調査をもとに、自らの仕事の持ち帰りが常態化していると発表。名古屋大学院の内田良教授の約1千人の調査では、17%が晩類上の勤務時間が少くなくとも抱かれており、求められた、JR新幹線といつていい。

見かけだけ労働時間の減らしても意味がない。国や自治体は、行事の精選やバシタル化で校務の効率化など削減に成功した例を参考に、ある種かななりを挙げる。

文部省は22年度、教員が労働時間に答える勤務実態調査をおこなっている。前回16年度の調査後は、働き方改革の一手として、夏休みなしで休日を並べて取り入れる変形労働時間制を導入した。だが、「業務改善が先だ」などと反対する教員も多く活用は進んでいない。

今春には今回調査の結果速報が出る。今度こそ、実質的な働き方改革につながる政策を行わなければいけない。

学校業務の異直しといふことで十分な教員を配置の調整は欠かせない。さらに月給の4%分を一律上乗せするやうに残業代は出れない、と規定する教職員組合特別権利法の技術的な見直しも視野に入れる必要がある。この仕組みのまま上乗せ額を増やしても、長時間労働は解消しない。残業を減らす取り組みとセットで、正面からの議論することが欠かせない。